

藤沢市 特定子ども・子育て支援施設等確認指導 (集団指導) 説明資料

－ 新たに特定子ども・子育て支援施設等になった事業者等向け －

【目次】

1. 特定子ども・子育て支援施設等について	P1
(1) 特定子ども・子育て支援施設等とは	P1
(2) 確認指導とは	P1
2. 確認指導・監査について		
(1) 確認指導・監査の種類	P2
(2) 確認指導の実施方法	P4
(3) 確認監査の実施方法	P6
(4) 運営基準について	P7
3. まとめ		
本資料のポイント	P10

2026年2月

藤沢市 子ども青少年部
子ども総務課 監査担当

【 本資料の目的 】

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、子ども・子育て支援法に基づく「確認」という制度が開始され、この「確認」を受けた施設・事業者等には、「施設等利用費」として公費が充てられるため、適正に運営することが求められます。

そのため、藤沢市では、子ども・子育て支援法に基づき、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（以下「運営基準」という。）の遵守と施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的として、確認指導及び確認監査を実施しています。

それに際し、本資料では制度について理解を深めていただくとともに、確認指導ではどのような項目をどのような観点で調査していくのか等をご説明いたします。

1. 特定子ども・子育て支援施設等について

まず、本制度で用いる用語について説明します。

(1) 特定子ども・子育て支援施設等とは

施設・事業^(※)のうち、①神奈川県への届出等を行い、②所在市町村において、子ども・子育て支援法に基づく「確認」を受け、無償化の対象となった施設等のことを「特定子ども・子育て支援施設等」といいます。

皆様が運営されている事業についても、①②を行っていただいた結果、「特定子ども・子育て支援施設等」(＝無償化対象施設等)として運営していただいていることとなります。

※幼稚園、認可外保育施設、幼稚園や認定こども園で実施する預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(2) 確認指導とは

特定子ども・子育て支援施設等には、「施設等利用費」として公費が充てられるため、運営基準に則った適切な対応を行い、施設等利用費を適正に執行することが求められます。

そのため、子ども・子育て支援法に基づき、市が特定子ども・子育て支援施設等に対して、運営基準の遵守と施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的として行う確認及び指導を「特定子ども・子育て支援施設等確認指導」(＝確認指導)といえます。

確認指導については2ページで、運営基準については7ページで詳しく説明します。

(参考) 市内の「特定子ども・子育て支援施設等」の施設・事業数

藤沢市における「特定子ども・子育て支援施設等」の施設・事業の数は次のとおりです。

確認指導は、これらの施設・事業に対して、原則4年に1回実施しています。

対象施設・事業		施設・事業数
施設	幼稚園(私学助成)	20
	私設保育施設(居宅訪問型保育事業)	10
	私設保育施設(認可外保育施設)	36
事業	預かり保育事業(幼稚園型)	31
	一時預かり事業(一般型・年度限定)	23
	病児保育事業	6
	子育て援助活動支援事業	1
合 計		127

※令和8年2月時点

2. 確認指導・監査について

(1) 確認指導・監査の種類

「確認指導」は定例的に行うものですが、その他に臨時で行う「確認監査」があります。
ここでは、市が実施する確認指導と確認監査について、種類や実施方法等を説明します。

(ア) 特定子ども・子育て支援施設等確認指導(＝確認指導)

「確認指導」は全部で3種類あり、目的に応じた形態により実施し、各種指導や運営基準の遵守状況の確認を行うものです。

集 団 指 導	
目的	新制度が開始された場合、制度改正があった場合、過去の指導事例に基づき指導等が必要と認められる場合等、特に周知を図りたい内容がある場合に実施
実施形態・方法	一定の場所に集まり、講義形式で実施又は、説明資料の提供により実施
対象選定	周知を図りたい内容によって選定
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 本資料の提供は、制度に関する周知を目的として実施する「集団指導」に該当します </div>	
実 地 指 導	
目的	運営基準の遵守状況の確認
実施形態・方法	実地において、施設に備える資料等を確認し、その内容に関して、関係者との面談等を行う。必要に応じて、運営基準の遵守に関する各種指導等を行う。
対象選定	全施設等に対して定期的かつ計画的に実施(原則4年に1回) 施設側の負担を減らすため、対象施設等の選定は、原則、神奈川県が実施する立入調査と同日に実施
書 面 指 導	
目的	運営基準の遵守状況の確認
実施形態・方法	施設に備える資料等を提出いただき、その内容に関して、電話等で関係者から聴き取り等を行う。必要に応じて、運営基準の遵守に関する各種指導等を行う。
対象選定	実地指導が困難な場合や対象期間内に利用実績が少ない若しくはなかった場合等、実地指導の代替として実施 その他、過去の指摘事項に対する経過観察が必要な場合等、必要に応じて対象施設等を選定

(イ) 特定子ども・子育て支援施設等確認監査(＝確認監査)

「確認監査」は、著しい運営基準違反等が確認された場合などに必要に応じて実施するものです。

目的	運営基準の遵守状況の確認
実施形態・方法	①報告又は帳簿書類等の提出若しくは提示を求める。 ②出頭を求め、又は市の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援施設等その他子ども・子育て支援施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。 ※違反疑義等の内容によって、事前通告なく実施する場合がある。
対象選定	次に挙げる①～④の情報を踏まえ、違反疑義等の確認について、特に必要があると認める場合に実施 ①著しい運営基準違反が確認された場合 ②特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用等の請求に著しい不当が疑われる場合 ③意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合 ④前各号に掲げるもののほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(2) 確認指導の実施方法

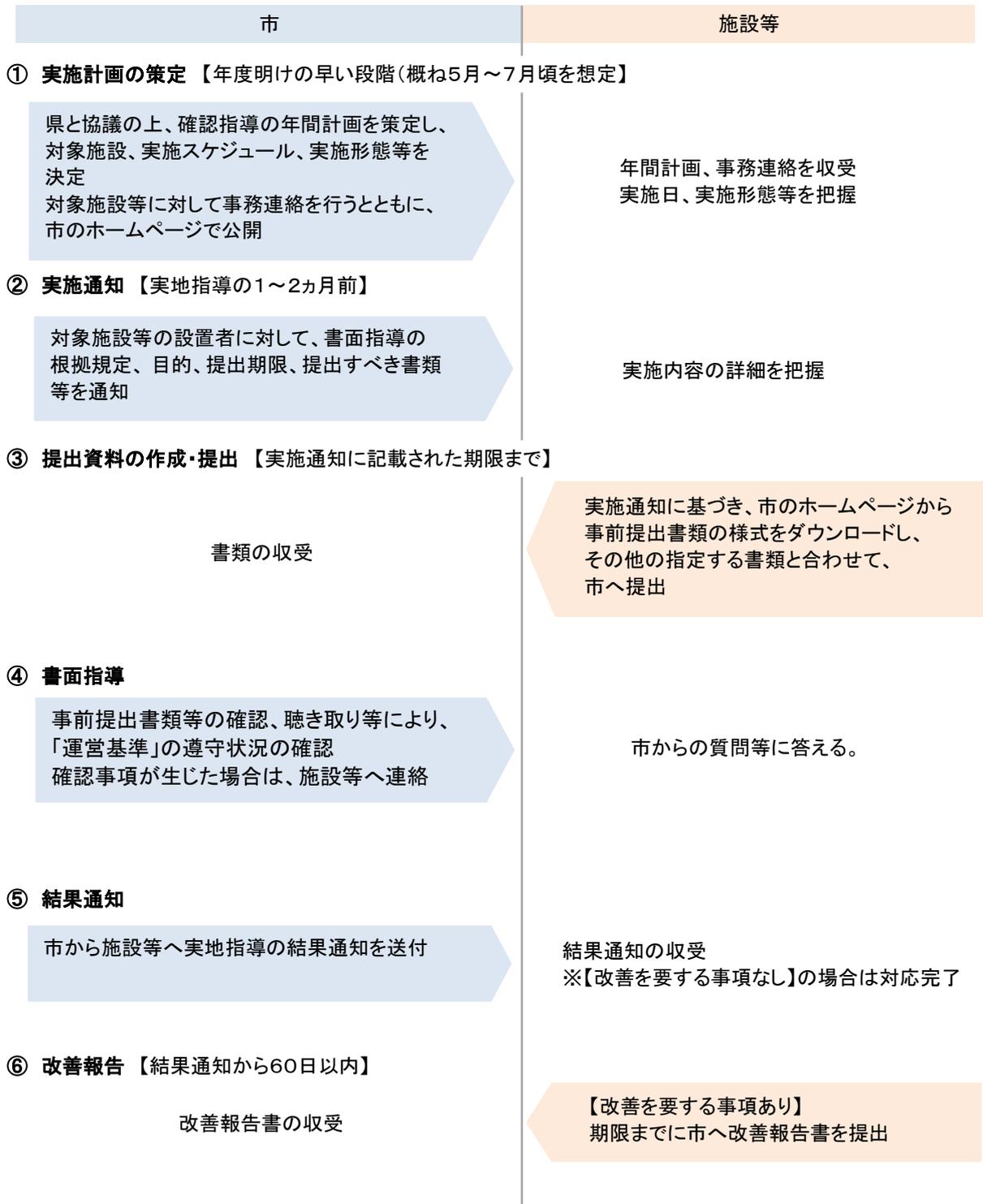
2ページで説明した、市が実施する特定子ども・子育て支援施設等確認指導のうち、
 実地指導及び書面指導の流れについて説明します。

(ア) 実地指導の流れ

市	施設等
<p>① 実施計画の策定【年度明けの早い段階(概ね5月～7月頃を想定)】</p> <p>県と協議の上、確認指導の年間計画を策定し、対象施設、実施スケジュール、実施形態等を決定 対象施設等に対して事務連絡を行うとともに、市のホームページで公開</p>	<p>年間計画、事務連絡を收受 実施日、実施形態等を把握</p>
<p>② 実施通知【実地指導の1～2ヵ月前】</p> <p>対象施設等の設置者に対して、実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者、事前提出資料及び当日準備すべき書類等を通知</p>	<p>実施内容の詳細を把握</p>
<p>③ 事前提出資料の作成・提出【実地指導の1週間前まで】</p> <p>事前提出資料の收受</p>	<p>実施通知に基づき、市のホームページから事前提出書類の様式をダウンロードし、期限までに市へ提出 実地指導当日までに、実施通知に記載した「当日準備すべき書類等」を準備</p>
<p>④ 実地指導【当日】</p> <p>施設等へ訪問し、事前提出書類等に基づく聴き取り及び施設等に備える書類により、「運営基準」の遵守状況の確認 また、終了時に施設等の代表者や担当者等に対して実地指導結果の講評を行う。</p>	<p>通知に記載した「当日準備すべき書類等」を準備 市からの質問等に答える。</p>
<p>⑤ 結果通知【実地指導後、おおむね1～2ヵ月後】</p> <p>市から施設等へ実地指導の結果通知を送付</p>	<p>結果通知の收受 ※【改善を要する事項なし】の場合は対応完了</p>
<p>⑥ 改善報告【結果通知から60日以内】</p> <p>改善報告書の收受</p>	<p>【改善を要する事項あり】 期限までに市へ改善報告書を提出</p>

(イ)書面指導の流れ

基本的な流れは実地指導と同様です。



※過去の指摘事項の経過観察等として書面指導を実施する場合には、個別に対象施設等に対して通知等を行います。

(3) 確認監査の実施方法

3ページで説明したように、「確認監査」は定例的に行うものではなく、特に必要があると認める場合等に臨時で行うことを想定したものです。

ここでは、確認監査の流れや、確認監査の結果として行う場合のある行政上の措置等について説明します。(確認監査は、実施するケースが稀であるため、あくまで参考となります。)

(ア) 確認監査の流れ

市	施設等
① 実施通知 確認監査を実施する必要があると認められた場合、対象の施設等に対して実施通知を送付(事前通告なしの場合あり)	実施内容の詳細を把握
② 確認監査 実地若しくは書面にて、違反や不正等が疑われる内容について、聴き取り及び施設等に備える書類を確認	市からの質問等に答える。
③ 結果通知 市から施設等へ実地指導の結果通知を送付	結果通知の收受 ※【改善を要する事項なし】の場合は対応完了
④ 改善報告【結果通知から60日以内】 改善報告書の收受	【改善を要する事項あり】 期限までに市へ改善報告書を提出

(イ) 行政上の措置

確認監査の結果、子ども・子育て支援法に基づき、次に挙げるような勧告等の行政指導や処分を行うことがあります。

行政上の措置	該当事由	施設等が取るべき対応	その他	根拠(※)
勧告	①設置基準(※)に従って適正な運営をしていないと認めるとき。 ②運営基準に従って適正な運営をしていないと認めるとき。 ③確認辞退の際に対応すべき便宜の提供を適正に行っていないとき。	勧告から60日以内の別に定める日までに改善報告書提出	期限内に従わなかった場合は公表	第58条の9
命令	正当な理由なく勧告に係る措置を取らなかったとき。	命令から60日以内の別に定める日までに改善報告書提出	処分の公示及び認可権者等に通知	第58条の9
確認取消効力停止	①人格尊重義務に違反したと認められるとき。 ②適切な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと認可権者等が認めたとき。 ③設置基準(※)に従って、適正な子ども・子育て支援施設等の運営ができなくなったとき。等		施設名及び所在地等を公表	第58条の10 第58条の11

※認定こども園、特定教育・保育施設(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)ではない幼稚園、特別支援学校、一時預かり事業については、学校教育法に基づく設置基準、あるいは児童福祉法等に基づく基準(法第58条の4第1項第1号、第2号、第3号及び第6号)。
他方で、事業法上に基準が規定されていない、認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業については、内閣府令で定める基準(法第58条の4第1項第4号、第5号、第7号及び第8号、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条から第1条の4まで)

(4) 運営基準について

1ページで説明したとおり、「特定子ども・子育て支援施設等」は、子ども・子育て支援法第58条の4第2項に基づき、運営基準の第54条から第61条までに定められる基準に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければなりません。

確認指導では、この運営基準の遵守状況について確認していきます。確認する項目は大きく分けて7つあり、確認する視点とその確認方法について、項目ごとに説明します。

※確認範囲は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（以下「認定子ども」という。）分に限る。

(ア) 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録

運営基準： 第54条

確認する視点： 特定子ども・子育て支援を提供した日、時間帯、支援の具体的な内容等、認定子どもの処遇を明らかにする記録を作成しているか。

確認方法： 保育日誌等により、特定子ども・子育て支援を提供した日等が記録されているか確認をします。

備考： ・内容が確認できれば、記録(帳票)が複数に渡っていても構いません。
・対象年度内に認定子どもの利用がない場合は、様式により確認します。

(イ) 利用料及び特定費用の額の受領

運営基準： 第55条

確認する視点： ①施設等利用給付認定保護者(以下「認定保護者」という。)との間に締結した契約により定められた**利用料及び特定費用**の支払いを受けているか。
②特定費用については、あらかじめ金銭の使途、額、理由について、書面により明らかにするとともに、認定保護者への説明を行い、同意を得ているか。

確認方法： 利用申込書、利用契約書、重要事項説明書等により利用料と特定費用を示し、同意を得ているか確認をします。

備考： ・特定費用とは、日用品、文房具、おやつ代など、利用料以外の実費負担のもの(無償化の対象とならないもの)を指します。
・対象年度内に認定子どもの利用がない場合は、様式により確認をします。

(ウ) 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

運営基準： 第56条

確認する視点： ①認定保護者から費用の支払いを受けた際、領収証を交付しているか。
また、利用料の額と特定費用の額を区分して領収証に記載しているか。
②支援を提供した日、時間帯、支援の内容、費用の額、その他施設等利用
費の支給に必要な事項を記載した「**特定子ども・子育て支援提供証明書**」
(以下「**提供証明書**」という。)を認定保護者に交付しているか。

確認方法： 領収証の控え、提供証明書の控え、領収証兼提供証明書の控え等により
確認します。

備考： ・認定保護者から費用の支払いを受けた際には、必ず領収証の交付が必要です。
・領収証又は提供証明書は、認定保護者から再発行や遡って発行することを
求められる場合があります。そのため、控えを保管する等、保育の提供記録や
領収した額を管理しておく必要があります。
・対象年度内に認定子どもの利用がない場合は、様式により確認します。

(エ) 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知

運営基準： 第58条

確認する視点： 認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の給付を受け、
又は、受けようとしたとき、遅滞なく、意見を付してその旨を当該認定保護者の
居住地の市町村に通知しているか。

確認方法： 該当の事例があった場合に、認定保護者に関する市町村への通知により
確認します。

備考： ・該当の事例がない場合は、資料等をご用意いただく必要はありません。

(オ) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則

運営基準： 第59条

確認する視点： 認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に
要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。

確認方法： 聴き取り等によって確認します。

備考： ・認定子どもということだけを理由に、利用料を高く設定する等の取扱いを
していないか等を確認します。

(カ) 秘密保持等

運営基準： 第60条

確認する視点： ①特定子ども・子育て支援を提供する施設、職員、管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。
②特定子ども・子育て支援提供者は、**職員であった者**に対しても、同様に秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。
③特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ているか。

確認方法： 就業規則、個人情報保護に関する誓約書、雇用契約書への秘密保持に関する項目の記載等により、秘密保持等に関して必要な措置が講じられているか確認します。
また、利用契約書、個人情報提供に関する同意書等により、子どもに関する情報を外部に提供する際には、あらかじめ文書により認定保護者の同意を得ているか確認します。

備考： ・法令等に根拠がない場合には、認定子どもの個人情報を提供する前に文書で認定保護者に同意を取る必要があります。(提供しない場合は同意書も不要)

(キ) 記録の整備

運営基準： 第61条

確認する視点： 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。
子ども・子育て支援提供の記録及び認定保護者に関する市への通知に係る記録を5年間保存しているか。

確認方法： 特定子ども・子育て支援施設等が整備すべき書類等(※)により確認しますが、県が実施する立入調査の内容と重複することから、今回の確認指導では原則、省略とする予定です。

(※) ・職員に関する記録
・設備に関する記録
・会計に関する記録

3. まとめ

本資料のポイント

- 「特定子ども・子育て支援施設等」として、無償化の対象となった施設・事業は
確認指導・監査の対象となる。(大きな流れは次の図のとおり)

- ①神奈川県への届出を行う。
- ②市保育課から「確認」を受ける。

「特定子ども・子育て支援施設等」
(=無償化対象施設)となる。

特定子ども・子育て支援施設等になったら・・・

- ・運営基準を遵守した運営を行う。
- ・市子ども総務課が行う「確認指導・監査」の対象となる。

- 「特定子ども・子育て支援施設等」は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに
特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に沿って運営しなければならない。

- 「確認指導」は3種類ある

- ① 集団指導： 必要に応じて実施(不定期)
- ② 実地指導： 定期的かつ計画的に実施(原則県が実施する立入調査と同時に実施)
- ③ 書面指導： 実地指導の代替又はその他必要な場合に実施

- 「確認監査」は著しい運営基準への違反が確認された場合等、特に必要があると
認められる場合にのみ実施する(不定期)

- 確認指導では、次の7項目について確認する

- ① 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録(運営基準第54条)
- ② 利用料及び特定費用の額の受領(運営基準第55条)
- ③ 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付(運営基準第56条)
- ④ 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知(運営基準第58条)
- ⑤ 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則(運営基準第59条)
- ⑥ 秘密保持等(運営基準第60条)
- ⑦ 記録の整備(運営基準第61条)

以上